

市政の主体

提言書

主権者としての市民

市民は、市民自治の主体であり、市の主権者である。市民が求める市政運営を実現するために、議決機関として議会の議員を選挙で選び、執行機関の長である市長を選挙により選出します。

「市民が求める市政運営の実現」のためには、四年に一度の選挙のときだけでなく、議会も市長も市民の多様な声に耳を傾けて決断を行い、その職責を果たすことが期待されます。議会と市長には市民より選出されている互いの立場を尊重し合い、市民の期待によりよく応え合おうとする関係であることが期待されます。

庁内の意見から

【健康課】

提言書 P5 中段に「議会と市長は、市民の声に答えることを競い合う」とあるが、その真意は何か。また、このような表現でよいのか。

【芸文】

市政の主体として、「市民・議会・市長・職員」の4者が挙げられているが、「(1) 主権者としての市民」として権利のみが強調されており、違和感を感じる。

【商工業課】

市民の定義をはっきりした方がいいのでは？

主権者としてではなく人では？

【健康課】

条文は短いですが、市民が主権者であることを明らかにするという点で適切と考える。

条文（案）

＝提言書キーワード

（市政の主体）

第2条 市民は、主権者として互いの権利を尊重し、自らの権利を行使するに当たっては信義に従い誠実に行うものとする。

2 議決機関である議会及び執行機関であり市（市の行政事務を管理執行する機関）を統括する市長の権限は、全て市民に由来する。

【解説】

本条は、市政の主体である市民について規定したものです。

市民は、市民自治の主体であり、市の主権者です。このことから、互いの権利を尊重する姿勢が重要であるため、第1項では「信義に従い誠実に行うもの」と規定しています。

なお、主権者である市民の定義について議論がなされましたが、市政に関わる人は多岐にわたっていることや、有権者の範囲などはそれぞれの個別条例、法令で規定されていることから、基本条例では市民を定義しないこととしました。憲法でも国民の範囲について指定はありません。また、市民の義務や責務を規定するか議論がなされましたが、義務や責務を果たす市民（＝期待する市民像）規定を設けても強制できないことから、条文には明示しないこととしました。第2項は、互いに市民の信託によって職責にあたっている議会と市長の権限の由来を規定し、二元代表制を説明しています。

市政の主体

提言書

議会のあり方について

議会は、市民の多様な意見を公開された議論により集約し、市の意思を決定する唯一の議事機関です。政策の執行を監視し、また政策提案を行うことにより、市民の信託に応えた市政運営を行うことを保障する機能を果たします。

庁内の意見から

【健康課】

他自治体の多くのケースでは、「監視」と「評価」が並記されているが、本市ではどう考えるのか。

条文（案）

＝提言書キーワード

第3条 議会は、多様な市民の代表によって構成され、公開された議論をとおして市の意思決定を担う唯一の議事機関である。

2 議会は、政策の執行を監視し、又は政策の提案を行うことにより、市民の信託に応えた市政運営を保障する機能を果たすものとする。

【解説】

本条は、市政の主体である議会について規定したものです。

議会は、二元代表制の一翼としてその果たすべき役割は重要です。第1項では、透明性、公平性が求められることから、「公開された議論をとおして市の意思決定を担う」ことを規定しています。第2項では、「政策の執行監視」、「政策の提案」を規定し、政策決定等を行う機関と位置づけています。

市政の主体

提言書

市長のあり方について

市長は、市民の信託に応える市の代表者であり、氷見市の課題に取り組むため政策を講じ、施策及び事業を執行し、公正かつ誠実にその職務に当たり、氷見市の活力と魅力を一層引き出すことが期待されます。そのため、広く市民と対話して市政の課題に取り組む、執行機関の効果的・効率的な運営に努め、議会とともに二元代表制を担い、他の政策主体との連携関係を構築することに努めます。

市長の行動規範と政治倫理基準については、別に条例を定めます。

庁内の意見から

【総務課】

「氷見市長の行動規範及び政治倫理に関する条例」では、市民からの意見を求めた際、危機への備えを盛り込むべきだとの意見があり、第2条第2項（市長の責務）にその内容を盛り込みました。

条文として記述すべき内容中に、「他の政策主体との連携関係を構築する」とありますが、「他の政策主体」とは何を指しているのですか？

「氷見市長の行動規範及び政治倫理に関する条例」中では、第6条に他行政機関との関係を定めています。

「氷見市長の行動規範及び政治倫理に関する条例」中、第3条（市民の信託に応える市政）の3項目では、「市民参加」、「情報公開」、「情報発信」を表現しています。条文として記述すべき内容に表現されていないような？

条文（案）

＝提言書キーワード

- 第4条 市長は、市民の信託に応える市の代表者かつ統轄者として市政の課題に取り組み、公正かつ誠実にその職務に当たらなければならない。
- 2 市長は、市政の課題に取り組むに当たって広く市民と対話し展望と具体策を講じ、効率的な市政運営により効果的な政策を行うよう努めなければならない。
- 3 市長の行動規範、政治倫理については、別に条例で定める。

【解説】

本条は、市政の主体である市長について規定したものです。

市長は、議会とともに二元代表制を担います。第1項は、市の「代表者」「統括者」としての責務について、「公正かつ誠実にその職務」に取り組むことを規定しています。第2項は、市民との「対話」を規定していますが、対話するだけでなく「具体策を講じ、効率的な市政運営により効果的な政策を行うよう努めなければならない」と規定しています。第3項は、「市長の行動規範及び政治倫理に関する条例」を指します。

市政の主体

提言書

職員のあり方について

職員は市長とともに市政を支える重要な存在です。職員には市民の声を聴きながら市政の課題に取り組むことが期待されます。政策の効果や効率を高めるために、法令や制度を理解し、遵守し、活用すること。職員間の協力を進め、市民をはじめ多様な主体の連携を目指すよう努めること。また、こうした職務を通じてその能力を磨くことが期待されます。

庁内の意見から

【総務課】

- ① 法令・制度は政策を実現するためのあくまで手段であり、理解、遵守、活用が大切ではないこと。
- ② この部分だけが具体的な資質として定義されているが、必要な能力の一部であるため。

↓ (修正案)

市民から信頼され、期待される職員として必要な能力の向上に努めます。

条文 (案)

＝提言書キーワード

第5条 職員は、この条例の理念及び制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市民から信頼され、期待される職員として職務の遂行に必要な能力の向上や対話を通じて様々な市民と連携を深めることに努めなければならない。

【解説】

本条は、市政の主体である職員について規定したものです。

職員は、選挙で選ばれるわけではありませんが、市長とともに市民の信託を担い市政を支える重要な存在です。

職員には市民の声を聴きながら市政の課題に取り組むことが期待されます。政策の効果や効率を高めるために、法令や制度を理解し、遵守し、活用すること、職員間の協力を進め、市民をはじめ多様な主体の連携を目指すよう努めること、また、こうした職務を通じてその能力を磨くことが期待されることから、第2項では、「職務の遂行に必要な能力の向上や対話を通じて様々な市民と連携を深めることに努めなければならない」と規定しています。